

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金 退職一時金給付事業業務方法書

制定 昭和 49 年 1 月 29 日
改正 昭和 49 年 2 月 26 日
昭和 53 年 6 月 7 日
昭和 58 年 12 月 23 日
平成 6 年 4 月 1 日
平成 7 年 4 月 1 日
平成 10 年 2 月 27 日
平成 14 年 3 月 12 日
平成 14 年 5 月 30 日
平成 15 年 5 月 30 日
平成 24 年 4 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金（以下「財団」という。）定款第4条第1項第1号に掲げる退職一時金給付事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 加入及び資格の喪失

(対象森林組合等)

第2条 財団が行う退職一時金給付事業（以下「事業」という。）に加入することができる事業体は、県内に事務所等を有し、次に掲げる要件のすべてを満足するものとする。

- (1) 森林組合、公益社団法人ひょうご農林機構及び造林業、育林業若しくは素材生産業を行う事業体（以下「森林組合等」という。）
- 2(1) 林業労働者（以下「労働者」という。）を雇用し、次のア及びイに定める要件を満足するものとする。
 - ア 労働者各人と雇用契約していること。
 - イ 賃金支払いは、日給制出来高制を問わず、労働者各人の賃金を決定し、支給していること。
- (2) 労働者に対する就業規則を制定し、出役簿、賃金台帳、雇用台帳等を整備していること。
- (3) 所定の掛金を納入すること。

(対象労働者)

第3条 事業の対象となる労働者は、次に掲げる要件のすべてを満足する者とする。

- (1) 前条に規定する森林組合等に雇用されていること。
- (2) 森林組合等の基幹労働者として年間100日以上就労する意欲のある者。
- (3) 他の特定退職金共済団体に加入していないこと。
- (4) 森林組合等の事業主である個人若しくはこれと生計を一にする親族又は森林組合等の役員（法人税法第34条第6項に規定する使用人としての職務を有する役員を除く。）でないこと。

(加入契約)

第4条 事業に加入しようとする森林組合等（以下「加入契約者」という。）は、加入申請書（様式第1号）により理事長に申請するものとする。

- 2 前項の申請書には、第3条に規定する労働者であって、退職一時金給付の対象者（以下「被加入者」という。）としようとする雇用者名簿を添えなければならない。

(加入承認の通知)

第5条 理事長は、前条の規定による退職一時金給付事業加入申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、加入承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、加入の承認をしたときは、すみやかに退職一時金給付事業加入者兼被加入者台帳(様式第3号)(以下「台帳」という。)に登録しなければならない。

(被加入者の異動)

第6条 加入契約者が新たに第3条に規定する労働者を雇用し、被加入者にしようとするとき(第2項に規定する転入者を含む。)は、被加入者承認申請書(様式第3号の1)により理事長に申請するものとする。

2 加入契約者は、第9条の規定により被加入者が退職[他の加入契約者に引き続き被加入者として雇用される場合(以下「転出」という。)]の退職を含む。]したときは、被加入者退職通知書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(被加入者承認の通知)

第6条の1 理事長は、前条第1項の規定による被加入者承認申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、承認年月日を記入した被加入者承認書(様式第3号の2)により申請者に通知するものとする。

(加入契約者の資格の喪失)

第7条 加入契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 脱退
- (2) 森林組合等の解散
- (3) 第2条に規定する要件のいずれかが欠けたとき。
- (4) 掛金の納付を納付期日の属する月から3箇月以上怠ったとき。

2 前項第4号の資格喪失時期は、掛金の完納した月まで遡及し、その月の月末とする。

(脱退)

第8条 脱退しようとする加入契約者は、その理由及び被加入者の脱退承知書を添えて脱退届(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(退職)

第9条 退職とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 自然退職
 - ア 雇用期間が満了したとき。ただし、引続いて同一加入契約者又は他の加入契約者と雇用関係が開始される場合は除く。
 - イ 被加入者が死亡したとき。
- (2) 任意退職
 - 被加入者が退職を申し出たとき。
- (3) 解雇
 - 被加入者が解雇されたとき。
- (4) みなし退職
 - ア 加入契約者が第7条の規定により資格を失った場合
 - イ 当該年度の就労日数が100日未満の場合は、当該年度において退職したものとみなす。ただし、第14条第1項第3号及び第4号に該当する場合、並びに被加入者の初年度の就労日数が100日未満であっても継続して100日以上就労の雇用契約をした場合は除く。
- (5) 第3条に規定する要件を満足しなくなったとき。

第3章 掛 金

(掛金額)

第10条 掛金は、加入契約者の負担とし、被加入者の就労1日を単位として別に定める。ただし、被加入者1人当たり月額掛金額は、所得税法施行令第73条の規定によるものとする。

2 前項の就労日数の算定に当たり月計で1日未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

3 加入契約者は、前項の就労日数について、当月分を翌月15日までに被加入者の就労日数・掛金明細報告書(様式第6号)により、理事長に報告するものとする。

(納付方法及び納付期限等)

第11条 掛金は、当月分を翌月25日までに兵庫県信用農業協同組合連合会本所に納付しなければならない。

2 加入契約者は、掛金を納付期限までに納付しないときは、延滞金を納付しなければならない。

3 前項の延滞金の額は、掛金100円につき年10.95%の割合で納付期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した額とし、円未満は切捨てるものとする。

4 納付された掛金及びその運用収益は、加入契約者に返還しない。

第4章 退職一時金

(退職一時金の給付)

第12条 被加入者が退職した場合、その者に対しては、次の算式で算定した退職一時金を給付する。ただし、加入年数1年未満のものは給付しない。

$$\text{退職一時金算定基礎額} \times \text{年平均就労日数} \times \text{支給率}$$

ただし、平成14年3月31日以前の被加入者が退職した場合、その者に対しては、次の算式で算定した退職一時金を給付する。

$$\text{退職一時金算定基礎額} \times \text{平成13年度までの年平均就労日数} \times \text{平成13年度までの加入年数相当の改正前の支給率}$$

なお、平成6年3月31日以前の被加入者が退職した場合、その者に対しては、次の算式で算定した退職一時金を差し引いて給付する。

$$(\text{退職一時金算定基礎額} - 80 \text{円}) \times (\text{平成5年度までの年平均就労日数}) \times (\text{平成5年度までの加入年数相当の改正前の支給率})$$

さらに、平成14年4月1日以降に被加入者が退職した場合、その者に対しては、平成14年度を初年度とする次の算式で算定した退職一時金を加えて給付する。

$$\text{退職一時金算定基礎額} \times \text{年平均就労日数} \times \text{支給率}$$

(1) 退職一時金算定基礎額は、被加入者の就労1日につき200円とする。

削除 [平成15年5月30日]

(2) 退職一時金の算定にあたって生じた100円未満の金額は切り捨てるものとする。

2 被加入者が懲戒解雇された場合は、前項の規定にかかわらず給付しない。ただし、加入契約者の申し出に基づいて減額して給付することができる。

3 被加入者は、退職した場合には、すみやかに加入契約者を通じ退職一時金請求書(様式第7号)により請求をしなければならない。

4 退職一時金は、請求のあった日から原則として1箇月以内に給付するものとする。

(年平均就労日数)

第13条 第12条第1項の年平均就労日数は、被加入者加入承認日以降の総就労日数を、就労した年数で除して得た数値とし、1日に満たない端数は切上げるものとする。

(加入年数の算定)

第14条 加入年数の算定は、第5条に規定する加入承認書及び第6条の1に規定する被加入者承認書記載の承認の日から退職した日までとし、次の各号によって算定した各年度の加入年数を加算するものとする。

- (1) 加入年数1年とは、当該年度の就労日数が100日以上であること。
- (2) 当該年度の就労日数が、退職した年度において100日未満の場合並びに第9条第1項第4号イのただし書きに当該する場合の加入年数は、当該年度の就労日数を100日で除して得た数値を単位以下3位四捨五入2位留により算定する。
- (3) 業務上の傷病によりやむなく休業し、加入契約者の申請に基づき財団が承認したときは、就労した日の属する年度は前号の規定により計算するものとする。ただし、加入契約者が休業期間にかかる掛金を納入したときは、掛金相当の日数だけ就労したものとみなす。
- (4) 業務上以外の傷病によりやむなく休業し、満2年以内に再び就業する見込のある場合及び産前産後休業や育児休業を取得した場合で、加入契約者の申請に基づき理事長が承認したときは、就労した日の属する年度は、第2号の規定により計算するものとする。
- (5) 第3号の申請は、労働基準監督署の業務災害認定書写、第4号の申請は医師の証明書を添付し、傷病に伴う休業承認申請書(様式第8号)により申請するものとする。

(加入年数算定の特例)

第14条の1 雇用保険法(昭和49年法律第116号)以下「法」という。)第13条の規定による被保険者基本手当受給資格者が、基本手当の支給を受け、又は第40条に規定する特例受給資格者が、特例一時金の支給を受けた後において、加入契約者に再雇用された場合は、加入年数の算定にあたり就労日数は、これを通算するものとする。

(支給率)

第15条 第12条第1項の支給率は、別表のとおりとする。ただし、別表2は被加入者の加入時年令満55才以上のものに適用する。加入年数に1年未満の端数を生じた場合の退職一時金の支給率は、次の算式による。ただし、算定数値は単位以下3位四捨五入2位留とする。

端数年を切捨てた年数による支給率 A

端数年を切上げた年数による支給率 B

$$A + (B - A) \times \text{端数年}$$

(死亡の場合の受領)

第16条 被加入者が死亡した場合の退職一時金は、理事長の認めた遺族に給付する。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、原則として労働基準法施行規則第42条、第43条、第44条及び第45条の規定による。

第5章 資産の管理運用

(掛金等の運用)

第17条 掛金として払い込まれた金額等(その運用による利益を含む。)及び森林整備担い手対策基金からの充当額は、次の各号に掲げる資産として運用しなければならない。

- (1) 公社債
- (2) 預貯金(定期預金その他これに準ずるものを含む。)
- (3) 合同運用信託
- (4) 証券投資信託の受益証券

(5) 被加入者を被保険者とする生命保険の保険料（大蔵省令で定めるものに限る。）

2 前項の資産は、これを担保に供し、又は貸し付けることができない。

(経理の区分)

第18条 事業に関する経理は、理事長が行う他の経理と区分しなければならない。

第6章 雑 則

(調査報告)

第19条 理事長は、退職一時金の給付に係る事項につき、必要があるときは、加入契約者が保管する帳簿、書類等を調査し、また必要な報告を求めることができる。

(業務方法書の変更)

第20条 この業務方法書は、理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

- 1 この業務方法書は、昭和49年1月11日から施行する。
- 2 この業務方法書は、昭和49年2月26日から施行する。
- 3 この業務方法書は、昭和50年2月11日から施行する。
- 4 この業務方法書は、昭和51年4月26日から施行する。
- 5 この業務方法書施行前において、法第13条に規定する基本手当受給資格者が基本手当の支給を受け、又は第40条に規定する特例受給資格者が、特例一時金の支給を受けたのちにおいて、加入契約者に再雇用された場合は、前項の規定にかかわらずこれを適用する。
- 6 この業務方法書は、昭和53年6月7日から施行する。
- 7 この業務方法書は、昭和58年12月23日から施行する。
- 8 この業務方法書は、平成6年4月1日から施行する。
- 9 この業務方法書は、平成7年4月1日から施行する。
- 10 この業務方法書は、平成10年4月1日から施行する。
- 11 この業務方法書は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年4月1日から平成14年5月30日までの間に被加入者が退職した場合、第12条の適用は従前の例による。
- 12 この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。
- 13 この業務方法書は、平成24年4月1日から施行する。
- 14 この業務方法書は、平成25年4月1日から施行する。
- 15 この業務方法書は、令和3年4月1日から施行する。
- 16 この業務方法書は、令和6年4月1日から施行する。